

新設合併・新設分割 (エンジェル税制の適用対象外)

目次

1. 新設合併・新設分割はエンジェル税制対象外
2. 吸収合併による存続会社・吸収分割による既存会社等は適用余地あり
3. 吸収合併により株式を取得した消滅会社の株主はエンジェル税制対象外
4. 吸収分割により株式を取得した分割会社はエンジェル税制対象外

1. 新設合併・新設分割はエンジェル税制対象外

新設合併または新設分割により設立された会社にはエンジェル税制の適用はありません。

中小企業等経営強化法施行規則には次のように新設合併や新設分割を除外する旨が明文化されています。

新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するものであって次の（１）から（３）までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。」（中小企業等経営強化法施行規則第 8 条第 5 号イ）

2. 吸収合併による存続会社・吸収分割による既存会社等は適用余地あり

新設合併または新設分割により設立した法人は対象外ですが、**吸収合併による存続会社**や、**吸収分割による分割継承会社や分割会社**はエンジェル税制の優遇措置を受けるための対象から外れるとは限りません。これらの存続会社または既存の会社がその後に通常の増資をした場合には、エンジェル税制の適用対象となる余地があります。

吸収合併 会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。（会社法第 2 条第 27 号）

吸収分割 株式会社又は合同会社がある事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。（会社法第 2 条第 29 号）

3. 吸収合併により株式を取得した消滅会社の株主はエンジェル税制対象外

既にエンジェル税制の払込後確認を行っている会社が、吸収合併により消滅会社となるときは、合併後に当該株式を売却する場合、存続会社の株式等を取得する場合のどちらの場合もエンジェル税制の適用はありません。

吸収合併時のエンジェル税制の適用

	取得時点の優遇措置	売却時点の優遇措置
消滅会社の株式	適用対象 優遇措置の適用を受けるためには合併前の（対象企業が存在している）日付で確認書が発行されている必要があります。	適用対象外 合併による解散は優遇措置の理由となる価値喪失として認められていません。 優遇措置の適用を受けるためには合併が成立する前に売却して損益を確定させる必要があります
存続会社の株式	適用対象外 消滅会社の株式の対価として存続会社の株式等の交付を受けることになります。存続会社がエンジェル税制の企業要件を満たしていたとしても、払込による株式の取得ではないので取得時点及び売却時点の優遇措置の対象にはなりません。	適用対象外

4. 吸収分割により株式を取得した分割会社はエンジェル税制対象外

吸収分割により、分割会社が譲渡した事業の対価として株式を取得することがありますが、この場合は、株式を取得するのは個人株主でなく法人（分割会社）であるため、個人投資家を対象とするエンジェル税制は、株式取得時および株式売却時のいずれの時点においても適用対象とはなりません。